

公募型プロポーザル方式による手続を実施するため、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 三島 健一

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市上下水道管路情報システム基本計画策定業務委託

(2) 目的及び概要

「熊本市上下水道管路情報システム」（以下、「管路情報システム」）は、GIS 技術を使用し、上水道の給・配水管路および下水道の管渠やマンホール等の情報を管理しているマッピングシステムとしての機能と給水装置台帳や竣工図面のデータを閲覧するために用いるファイリングシステムとしての機能を併せ持ち、局内の様々な業務で利用されている。

現行の管路情報システムは、平成 31 年度の本格稼働以降、都度改修をしながら運用してきた。しかし、長期的なシステム利用の中で、データ構成やシステム構成が複雑化している中、データの拡張性がなくなっている。さらに近年 ICT 技術の発達や管路情報の WEB 公開、他システムへの情報提供など、マッピングシステムに求められる役割が増している。そういった状況からシステムの再構築か改修・延命の検討を行う。

以上により、本業務では現行システムの現状分析や見直し、機能面の評価を行い、将来あるべきシステム像を明らかにしたうえで、更改に向けた実施計画、費用、調達方針、機能、セキュリティ、保守運用等の計画策定を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

「熊本市上下水道管路情報システム基本計画策定業務委託仕様書（以下、基本仕様書）という。）」のとおり

(4) 履行場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号 熊本市上下水道局 ほか

(5) 履行期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日（水）から令和 9 年（2027 年）3 月 24 日（水）まで

(6) 提案上限額 35,838 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道局 計画整備部 計画調整課 技術監理室

電話 096-381-3040（直通）

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
または、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。）又は熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件公募型プロポーザル（以下、プロポーザルという。）に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 本案件の公告日時点を起点に過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (10) 都道府県、政令指定都市又は中核市から直接受注した業務として、令和2年度以降に履行が完了した、システムの調達支援（調査分析、要件確定、調達仕様書作成等）に係る業務委託の実績を有すること。
- (11) プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体又は他の事業協同組合の組合員として、参加表明書を提出することはできない。

4 スケジュール

内 容	日 程
実施公告	令和 8 年（2026 年）1 月 13 日（火）
実施要領等交付期間	令和 8 年（2026 年）1 月 23 日（金）午後 5 時まで
参加表明書等の提出期限	令和 8 年（2026 年）1 月 23 日（金）午後 5 時まで
質問書の提出期限	令和 8 年（2026 年）1 月 29 日（木）午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 8 年（2026 年）2 月 6 日（金）午後 5 時まで
ヒアリング審査	令和 8 年（2026 年）2 月 24 日（火）予定
選定結果通知	令和 8 年（2026 年）2 月 27 日（金）発送予定

※ ただし、参加表明書提出者数及びその他の状況等により、スケジュールを変更する可能性がある。

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和 8 年（2026 年）1 月 13 日（火）から令和 8 年（2026 年）1 月 23 日（金）まで熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 3 2 号第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送または伝送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、基本仕様書は、令和 8 年（2026 年）1 月 23 日（金）までの間、2 の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は管理者の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書兼資格確認申請書（様式第 1 号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第 2 号）

(ウ) 同種業務実績調書（様式第 3 号）

（同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。）

(エ) 同種業務の実績を証する契約書の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せ

て補完すること。

(オ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第4号）（熊本市に本店又は支店、営業所を有する場合に限る。）

(カ) 会社概要書（様式第5号）

イ 提出期限

令和8年（2026年）1月23日（金）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）1月23日（金）までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（計画整備部計画調整課技術監理室）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式第1号から第4号については、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) ア(エ)の書面が添付されていない場合は、その許可、実績又は資格を有しているとは認めない。

また、ア(エ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(ウ) 事業協同組合としてプロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回

答する。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書（様式第6号）により電子メールにて提出すること。ただし、電子メール送信後、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）1月13日（火）から令和8年（2026年）1月29日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）2月5日（木）までに開始し、令和8年（2026年）2月13日（金）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 企画提案書等の提出

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書提出書（以下「企画提案書」という。）等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 企画提案書提出書（様式第7号）

イ 業務実績書（様式第8号）

ウ 業務実施体制調書（様式第9号）

エ 企画提案書（任意様式）A4判10ページまで

オ 参考見積書及び内訳書（任意様式）

カ 業務スケジュール案（任意様式）

(2) 企画提案書等の仕様

「企画提案書等作成要領」参照

(3) 提出部数

ア 正本 1 部

イ 副本 9 部

ウ 電子データ 1 部

(4) 提出期限

令和 8 年（2026 年）2 月 6 日（金）午後 5 時まで

(5) 提出先

ア 持参の場合

2 の担当部局

イ 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道事業管理者（計画整備部計画調整課技術監理室）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「企画提案書在中」を明記すること。

1 1 企画提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日（火）（予定）

(2) 実施場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道局本館 6 階中会議室

時間・出席者は、別途指示するもの。

(3) 実施方法

対面による質疑応答形式

※ 感染症の拡大等、やむを得ない事情により面談によるヒアリングを実施せず、オンラインによるヒアリングや、選考委員による企画提案書等の書類審査のみを実施する可能性がある。

オンラインによるヒアリングを実施する場合、「Microsoft Teams」の活用を想定しているため、環境の準備をしておくこと。また、Teams の表示名（アカウント名）は、別途指示する呼称を使用することとし、背景や室内等自社が特定できない状態とすること。

なお、選考委員による企画提案書等の書類審査のみとする場合、企画提案書等について選考委員から質問等があるときは、事前に書面にて実施する場合がある。最終的な審査実施方法については、企画提案書等の受理後に別途指示する。

- (4) 企画提案書等に関するヒアリングは、以下に定めるほか、「審査基準」に沿って実施する。
- (5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した企画提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等管理者がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度管理者が指示した日時にヒアリングを行うものとする。プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て 0 点として取り扱うものとする。
- (7) ヒアリングについて
 - ア 出席者はオンラインの参加者含め 4 名以内とする。
 - イ 出席者の一部がオンラインにて参加することを可とする。
 - ウ オンライン参加者については、カメラを起動させ部屋全体が映るようにすること。また、オンライン参加者においては、自社で環境を準備すること。詳細については(3)による。
 - エ 業務実施体制調書(様式第 9 号)に記載の現場責任者は、必ず出席すること。
 - オ ヒアリングは非公開とする。
 - カ ヒアリング時間は、30 分程度とする。(最初 20 分以内でプロポーザル参加者による説明の後、選考委員による質疑を 10 分程度行う予定。)
 - キ 結果については、プロポーザル参加者に対して郵送により通知する。

1.2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市上下水道管路情報システム基本計画策定業務受託事業者選考委員会設置要綱」に基づき、「熊本市上下水道管路情報システム基本計画策定業務受託事業者選考委員会」において行う。

(2) 審査の基準

「審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

企画提案書等及びヒアリングを基に審査し、選考委員による評価点を合計した総得点の最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数となった場合は、選考委員の協議により決定する。なお、提案内容に関する評価点の総得点が 60 パーセント未満である場合は、プロポーザルにおいて要求する水準に満たないものとして契約候補者として決定しない。

プロポーザル参加者が 1 者の場合は、評価点の総得点が 60 パーセント以上であれば、契約候補者として決定するものとする。

1 3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果を担当部局での閲覧及び熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 4 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して契約候補者として選定されなかった理由は、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 5 仕様の詳細に係る協議

(1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。

(2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても1 5 (1)と同様とする。

(3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1 6 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号）第2条で準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を

提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

ク 参加手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第10号）を提出すること。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 基本仕様書は本業務のあらましを示すものであり、業務内容の詳細については、契約候補者と協議し、本業務の仕様書を作成するものとする。

(8) 業務の性質上、調達の公平性を確保する目的から、下記のいずれかに該当する者は、次期熊本市上下水道管路情報システム構築等業務委託（仮称）（以下「次期管路情報システム構築等業務委託」という。）の入札への参加及び次期管路情報システム構築等業務委託の再委託等を受けることができないものとする。

ア 本業務の受託者（本業務の再委託先を含む）及び本業務に携わった者（R F I に関連した情報提供協力者を除く。）

イ 上記アの関連事業者と資本または人的関係を有する事業者（以下「関係会社」。なお、本業務の受託者は、これら制限に該当する会社の商号又は名称、住所又は所在地及び代表者職氏名並びに受託者との関係を示した一覧を業務実施計画書とともに提出することとし、その内容に変更があった場合には、速やかに届け出るものとする。

【関係会社の定義】

- ①資本関係：親会社・子会社・孫会社、または親会社を同じくする子会社同士
- ②人的関係：一方の会社の役員が他方の会社の役員または管財人を兼任している
場合

(9) 参加表明書等及び企画提案書等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。